

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

神奈川県立子ども自立生活支援センターきらり

乳児院 みらい

2023年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	3
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	5
評価結果 共通評価.....	6
評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織.....	6
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	8
評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施.....	11
評価結果 内容評価.....	15
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援.....	15
A-2 養育・支援の質の確保.....	16

第三者評価結果(乳児院)

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

NPO 法人よこはま地域福祉研究センター

②評価調査者研修修了番号

SK18081 SK18082 神機構-357

③施設名等

名称:	神奈川県立子ども自立生活支援センター きらり
施設長氏名:	中野 美智子
定員:	12名
所在地(都道府県):	神奈川県
所在地(市町村以下):	
T E L :	
U R L :	https://pref.kanagawa.jp/docs/g2n/

【施設の概要】

開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
経営法人・設置主体(法人名等):	神奈川県
職員数 常勤職員 :	36 名
職員数 非常勤職員 :	10 名
有資格専門職員の名称(ア)	保育士
上記専門職員の人数:	4 名
有資格専門職員の名称(イ)	医師
上記専門職員の人数:	2 名
有資格専門職員の名称(ウ)	栄養士
上記専門職員の人数:	1 名
有資格専門職員の名称(エ)	看護師
上記専門職員の人数:	13 名
有資格専門職員の名称(オ)	心理士
上記専門職員の人数:	5 名
有資格専門職員の名称(カ)	
上記専門職員の人数:	
施設設備の概要(ア)居室数:	個室 2 室 寝室 2 室 合計 4 室
施設設備の概要(イ)設備等:	沐浴室 2 室 プレイルーム 相談室 家族宿泊室 心理療法室 医務室 浴室 洗濯室 衣類倉庫
施設設備の概要(ウ):	
施設設備の概要(エ):	

④理念・基本方針

<基本理念>

子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護することを基本に、次のことを大切にします。

- (1) 温かい生活を提供し、子どもの生きる力とつながる力を育みます。
- (2) 一人ひとりの子どもに寄り添い、最善の利益を優先した支援を行います。
- (3) 施設の専門機能を生かして地域に貢献します。

<基本方針>

(1) 心理・医療等の専門的ケアの提供

保育看護・療育・治療等の支援を必要とする子どもに対して、その発達段階や障害特性などの課題に応じて、県立施設として心理・医療等の専門的なケアを行います。

(2) 心身の健やかな成長と発達等の支援

子どもの人権を擁護し、その主体的な意思決定に配慮して、心身の健やかな成長と発達、自立と社会参加を目指した支援を行います。

(3) 3つの施設の特色を生かした一体的運営

乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設の複合型施設として、それぞれの特色を生かした一体的な運営を展開します。

(4) 多職種連携による支援体制の確立

豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携による支援体制を確立します。

(5) 支援のネットワークの拠点としての働き

関係機関との連携を密にし、支援を必要とする子どもへの支援のネットワークの中で拠点としての役割を担います。

(6) 地域に根ざした施設づくり

地域との交流を進めるとともに、関係機関への後方支援や人材育成を行い、地域に根ざした施設づくりを進めます。

⑤施設の特徴的な取り組み

神奈川県立子ども自立生活支援センター「きらり」は、乳児院「みらい」と福祉型障害児入所施設「ひばり」児童心理治療施設「ぎんが」の3つを一体的に運営する複合施設です。

施設の前身は、児童養護施設・乳児院「中里学園(昭和21年開設)」と障害児入所施設「ひばりが丘学園(昭和24年)」で、知的発達の障害や家庭・家族の問題、医療・心理的ケアなど様々な課題を抱える子どもに対し、より専門的で総合的な支援を行うことを目的に、従来機能を統合・強化して2017年4月に開設されました。施設名の「きらり」は、「子どもたち一人ひとりがきらきらと輝き、個性豊かに成長できるよう、寄り添い支援する」ことがその所以となっています。

組織体制は、子ども第一課(乳児院)、子ども第二課(障害児施設)、子ども第三課(児童心理治療施設)のほか、心理職やソーシャルワーカー等の専門職が各課をバックアップする自立支援課、子どもの診療を行う医務課、管理課の6部門で構成されています。また、児童心理治療施設の子どもの通学先として、平塚市立金目小・中学校五領ヶ台分校も併設されています。分校の体育館は、地域のスポーツサークル等に貸し出しを行うとともに、災害時の一時避難場所としても機能しています。

県下の福祉行政の一翼を担う県立施設として、医療的ケア児や強度行動障害のほか、新型コロナウイルス感染症により保護が必要な事例など、一般施設では対応困難なケースであっても、高度な専門性と長年蓄積されたノウハウを活かし、積極的な受け入れを行っています。

乳児院「みらい」では、児童相談所の措置決定に基づき、様々な事情により保護者との生活が困難となった、概ね 0 歳～2 歳の乳児の受け入れを行っています。施設は 2 階建ての専用建物で、2 つの小規模ユニットを設置し、定員 12 名で構成されています。なお、2021 年度からは、新型コロナの感染可能性のある子どもを 2 名まで受け入れ可能な専用スペースを設け、他の通常ユニットで 10 名を受け入れる編成に変更しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2022/7/29
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2023/2/28
受審回数	2回
前回の受審時期	令和 2 年度

⑦総評

【特に評価の高い点】

◆県立施設として専門性を発揮し、ケアの必要性が高い子どもの受け入れを積極的に推進しています

「みらい」では、県立施設の役割・責務として、超低出生体重児や重度心身障害児をはじめ、虐待や感染症など、一般の施設では対応の難しい医療的ケアが必要な子どもの受け入れを積極的に行っています。

常勤の看護師が 24 時間常駐し、病虚弱児など健康状態が変化しやすい子どもの状態を常に把握して、迅速な対応が可能な体制を整備しています。センター内の診療所に小児科医や児童精神科医が勤務し、施設の心理職、栄養士と、巡回指導を通じて県立総合療育相談センターの各種療法士と他職種による連携を通じて、子どもの健康管理とともに、心身の機能回復・向上と健全な成長・発達に向けた関わり・支援も行っています。また、県のクラスター対策班と随時連携して最新情報に基づく感染対策を徹底し、新型コロナの罹患可能性があるケースに対しても、施設内のユニット編成を変更して専用スペースを確保し、感染可能性のある子どもでも、昼夜問わず積極的な受け入れを実施しています。

そのほか、前身施設のノウハウやこれまでの受け入れの実績、県内の乳児院との連携を通じた情報収集等に基づき、県立施設としてさらなる機能向上を目指しています。

◆センター及び施設が一丸となり、子どもの権利擁護の推進に取り組んでいます

「みらい」では、センターの基本理念「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護する」の考え方の下、子どもとの愛着関係の形成を主眼に、子ども一人ひとりの自尊心や自己肯定感を高め、社会生活に順応できるよう、子どもの権利擁護の推進に力を入れています。

「人権擁護委員会」を設置し、子どもの権利擁護を組織的に検討する体制を整備するほか、年間運営計画の重点目標の一つに「人権意識と支援スキルの向上」を掲げ、人権研修の実施や第三者委員の積極的な活用等を実施しています。また、オンブズパーソンの導入や、実習生に対する「子どもへの対応に関する聴き取り調査」の実施など、第三者の視点を積極的に取り入れ、権利擁護の浸透・定着を図る取り組みも行っています。職員に対しては、施設独自の倫理綱領を策定し、意識付けと実践を促すとともに、全職員を対象に毎月定例で「日常点検チェック」を実施して、権利侵害防止のための振り返りを行う機会を設けています。

「みらい」独自の取り組みとして、施設入口に職員の倫理綱領と「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を掲示し、職員の意識向上に努めるほか、「乳児院養育指針」「乳児院倫理綱領」を支援の基本に各種マニユ

アルを整備し、職員に周知しています。課会議では、日常の支援場面で気づいた細かな事例を取り上げ、子どもを尊重する支援のあり方について検討し、常に子どもの目線に立って検証を行うほか、職員の経験や世代間の違いを活かして相互に支援を振り返る体制を構築しています。

◆子どもとの愛着関係の形成とともに、安全で快適な保育及び療育環境の確保に努めています

「みらい」では、センターの基本理念・方針とともに、「子ども一人ひとりが大切に育てられ、安心して幸福に暮らす権利」があることを職員の共通認識として、子どもとの愛着関係の形成とともに、子どもにとって安心して快適な生活環境の確保に向けた様々な取り組みを行っています。

乳幼児期の関わりの重要性に鑑み、子どもの目線や体動、発語等を詳細に観察するほか、食の嗜好にも着目し、風味や味付け、冷たい、温かいなど、感覚に対する反応の結果を記録して職員間で情報共有し、より正確な意向把握を心掛けています。子どもとのスキンシップや担当職員と一緒に過ごす時間を十分に確保し、子どもが安心感や満足感を得て、大人を信頼できるような関わりに尽力しています。

子どもの健康管理は、個別に健康観察記録を作成し、担当の保育士と看護師が連携して確認・把握を実施するほか、医務課の小児科医が毎月診療を行っています。子どもに様子の変化が見られる場合は、医務課の医師の指示に基づいて迅速な医療対応を実施しています。

快適な睡眠環境の確保に鑑み、寝具をはじめ寝室の照明や音、室温・湿度等に配慮するほか、SIDS(乳幼児突然死症候群)などの事故防止に向け、目視に加えプレステック、センサー付きマットの導入等も実施するなど、子どもの健やかな成長・発達に向け、より安全・快適な環境の整備に努めています。

【改善を期待したい点】

◆保護者に対し、さらなる積極的な情報発信の取り組みが期待されます

施設では、緊急的な措置入所等、保護者の同意が得られない場合が多い実情から、入所の説明は原則として所管の児童相談所が行うこととしているほか、新型コロナウイルスの感染防止等を踏まえ、事前の施設見学も限定的な対応となっています。保護者等が入所に同意するなど、児童相談所の承諾がある場合は積極的に情報を発信し、良好な関係性構築に向けた支援を行っていますが、理念や方針を明文化した資料の作成・配布や、事業計画の説明等はありません。また、「入所のしおり」に日課や医療対応、面会・外泊ルール等を記載していますが、比較的シンプルな内容説明となっています。今後は、施設のホームページの内容充実化等を含め、情報発信のあり方を見直すなど、保護者の安心感の醸成と信頼関係の構築に向けた、さらなる取り組みが期待されます。

◆「子どもの自立を一体的に支援する複合施設」として、さらなるセンター内の連携推進と機能の共有化を図る取り組みが期待されます

センターは、全国的にも希少な、乳児院と福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設の3つを一体的に運営する複合施設として、「障害や年齢に応じた専門的で切れ目のない支援」の実践を目指した、様々な取り組みを行っています。また、神奈川県の子童福祉推進の一端をなす公立施設として、関係機関との連携及び地域との交流推進、児童・障害児福祉の普及啓発と情報発信、防災機能の提供など、他施設の鏡鑑となる事業展開を進めています。

一方、各施設それぞれの子どもの特性の違いなどから、医療的対応や子どもの権利擁護、地域交流など、施設ごとの取り組み状況に相違が見られています。今後は、各施設間のさらなる連携強化と知識・技術等の共有化促進など、相乗効果を発揮して相互に機能を補完し、子どもの自立を一体的に支援する複合施設としての専門性向上を図る取り組みに期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当センターは、乳児院と障害児入所施設、児童心理治療施設を併設し、一体的に運営する複合型の施設です。開所からの 5 年間、(1)温かい生活を提供し、子どもの「生きる力」と「つながる力」を育みます、(2)一人ひとりの子どもに寄り添い、最善の利益を優先した支援を行います、(3)施設の専門機能を生かして地域に貢献します、この3つを基本理念に施設を運営してまいりました。

第三者評価の受審は、これまでの取組みを振り返る貴重な機会となりました。ご指摘いただいた点については、しっかりと受け止め、今後の施設運営に活かしていきたいと考えております。

乳児院については、県立施設として重篤な虐待を受けた子どもや医療的ケアが必要な子どもを積極的に受け入れていること、多職種連携によるチームアプローチにより丁寧な支援を心がけていること、言葉で十分に表現出来ない乳幼児に対し、「より適切なかわりとは何か」を権利擁護の視点から毎月振り返りを行っていることなどを評価していただき、職員一同、励みになりました。重篤事案の受け入れは、今後も県立施設の役割として期待される所であり、これからも専門性を発揮すべく職員の資質向上に努めてまいります。

また、保護者に対する情報発信が十分でない点のご指摘については、子どもと離れて生活する保護者の安心感につながるよう、「入所のしおり」や「お便り」を見直すなど、積極的に取り組んでまいります。

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。□	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
子ども自立生活支援センターの基本理念は、子どもの権利擁護や支援の特性等を踏まえ、目指す方向が明確で職員の行動規範となる内容となっています。理念及び基本方針は、年間運営計画書の冒頭に掲載して年度初めに全職員に説明し、新任職員や転入職員の研修でも説明を行っています。また、「年間運営計画のまとめ」を通じて、前年度の運営状況が理念・方針に沿ったものであったかを振り返り、毎年4月に文書にまとめています。理念や基本方針はホームページにも掲載しています。なお、パンフレットに記載したセンターの理念・方針は、より親しみやすい表現に配慮して記述していますが、理念・方針がやや不明確であることから、より明確な周知と理解浸透に向けた工夫が期待されます。そのほか、各フロアの職員執務室に理念・方針を掲示していますが、玄関ロビーや会議室等には掲示していません。また子どもや保護者に対し理念・基本方針を説明する文書は用意していません。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
神奈川県として「社会的養育推進計画」を策定し、経営環境の変化や社会福祉事業の動向について詳細な分析を行っています。「社会的養育推進計画」の策定には施設を含め、児童相談所など関係機関が情報を提供し、国の施策や人口動態などを踏まえて担当部署が分析し総合して策定しています。その中で、県内の乳児院の需要量は2018年度の77から2029年度67へと減少を予測しています。しかし、里親委託の進捗状況、施設の高度化、多機能化の動向などの変動要素があり、2023年度の後期計画策定時に施設供給量を見直すこととしています。経営環境の変化等は、児童相談所や県内乳児院連絡会の会議等を通じて情報を収集しています。県立施設として、運営に必要な予算は県に申請・裁可された範囲で執行しています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
設立後5年を経過し、施設として「安全安心なフロア運営」「個々の児童に応じたチームアプローチ」「児童の社会経験の拡大」を支援の基本に、乳児院の高度化、多機能化による「乳幼児総合支援センター」を目指して、多職種のチームアプローチによる支援を推進しています。また、施設の経営状況の改善に向け、運営会議や支援検討会議で共有し、話し合っ取組を進めています。各種委員会を組織し、必ず各課から委員を派出するとともに、各課内にも委員会の協議内容や検討結果を報告し、センター全体で課題を共有する仕組みを構築しています。なお、長期入所児の対応に向け、併設の児童心理治療施設の幼児ユニットに移行を進めるなど、施設間で連動した対応を実施していますが、今後センターの各施設の機能を活かし、より効果的・一体的な運営を行うための体制整備・充実化を課題と捉えています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
神奈川県の社会的養育推進計画に施設の中長期計画を位置づけ、それに基づいて施設経営を行っています。社会的養育推進計画の内容は、施設の中長期的な運営課題を直接明示したものにはなっていません。なお、施設では「乳幼児総合支援センター」を担うことを検討課題として捉え、県の社会的養育推進計画の見直しが2026年に予定されていることから、県の長期計画と施設運営の橋渡しとなる中期的な計画や目標等が具体的に示されることが期待されます。	

<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 センター共通の事業計画として「年間運営計画」を策定し、冒頭に基本理念と基本方針を掲げ、次に今年度の重点課題である人権に配慮した支援の実践と、地域とともに歩む施設の実現を明記しています。また、施設ごとに各年度の具体的な取り組みの内容を記載して、計画的に推進しています。施設では、「現状と課題」の中で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる子どもでも積極的に受け入れ、緊急時の対応機能の高度化を進めています。一方、センターの中長期計画は、県の長期計画である社会的養育推進計画の中に位置付けていますが、相互の運動性はやや不明確な状況となっています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 年間運営計画に掲げた課題とその実践内容は、年度の事業報告書として「年間運営計画のまとめ」を策定し、各課の目標に基づく取り組み状況と月別実績、次年度に向けた課題等を整理して明示しています。年間運営計画と年間運営計画のまとめは、各課の会議や各種委員会で総括し、毎年4月に策定しています。なお、センターとして様々な課題に応じた委員会を設置し、活動を行っていますが、各々の活動内容や成果についても、「年間運営計画」や「年間運営計画のまとめ」に明示することが期待されます。また、運営計画のまとめの策定にあたり、職員の自己評価結果に基づいて振り返りと次年度の目標設定を行っています。また、新型コロナウイルス感染疑いの子どもの受け入れに尽力した影響から、実施事業の進捗や振り返りが不十分と捉えています。</p>	
<p>② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	c
<p>【判断した理由・特記事項等】 センターの基本理念に「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護する」ことを明示するとともに、センター共通の重点目標として「子どもの意見を反映する機会の確保」を掲げています。一方で、年間運営計画の内容を子ども・保護者に説明・周知する取り組みは行っていません。センター理念及び重点目標を実践し、子どもや保護者等の意見を施設運営に適切に反映するために、年間運営計画等の主な内容を説明するとともに、意見や要望を聴取して事業運営に反映する仕組みの構築が望まれます。</p>	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 毎年自己評価を実施するとともに、3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審しています。毎年の自己評価には福祉サービス第三者評価の評価項目を用い、リーダー層と一般職員でそれぞれ集計を行っています。また、項目ごとに「そう思う」「そう思わない」「分からない」の3つに分類して統計・分析を実施するほか、「特に良いと思う点」「特に改善したいと思う点」の2つを自由記述形式で募り、一覧表にまとめて明確化しています。自己評価及び第三者評価は、運営会議の下部組織として「クオリティーマネジメント委員会」を設置し、その中でセンター全体の改善に取り組んでいます。</p>	
<p>② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 前年度の自己評価は「子ども自立生活支援センター 自己評価実施結果報告」にまとめ、共有しています。結果については、前年度の自己評価や各課の結果を比較し、各課から寄せられた内容を集約・検討してセンター全体のコメントに総括して明示しています。施設では、コロナ禍の影響から病児の積極的な受け入れに注力し、他の取組は十分ではなかったと捉えています。第三者評価の結果や自己評価は運営会議や各種委員会で検討し、直ちに着手すべき事項については運営会議や各委員会で検討し改善に着手しています。改善策の計画的推進や実施状況の評価など、組織的な取り組みは今後の課題となっています。</p>	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>所長の服務は「県職員の職の設置等に関する規則」に定められています。規則に従って施設事務を掌握し、所属職員を指揮監督しています。年間運営計画に「重点目標」と「取り組み」を示し、職務分担表を策定して、不在時の代行を含め、施設的全職員の事務内容等を示し、運営体制組織図で、所長以下の組織、会議・委員会の位置付けを明確にしています。今年度発行の機関紙「きらり通信」の巻頭で「全ての子どもが「きらり」とかがやけますように」と題して自らの所信を表明しています。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>所長は県の職員服務規程にある「サービスの原則」等に沿って執務しています。また、関係する全国、県内の施設長会等が開催する各コンプライアンス研修に参加しています。毎月運営会議を招集して法令順守を含む施設全般について把握し、現状の課題と県立施設として求められている使命を伝えています。毎月「所長通信」を全職員にメール発信して、日頃感じていることや、幅広く培った知見を披露するなどしており、何を考え、想い、目指しているのか一般職にも理解してもらうことを目指しています。「所長通信」には職員からの返信や相談などが寄せられており、相互の意思疎通に努めています。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>所長は日々業務日誌に目を通し、朝の打ち合わせや支援検討会議等で、養育・支援の現状を把握して助言しています。また、支援計画策定会議に参加するなど、客観的視点、新たな取り組み、困難事例などの情報共有を促し、その結果は各フロアの職員に伝えています。基本方針に児童心理治療施設と障害児入所施設、乳児院の3施設の特色を生かす一体的運営などを掲げ、部門間の情報の共有化に努めています。副所長、部長が行っている職員面接で把握した全職員の意見や実態を可能な限り運営に反映させています。「きらり研修計画」を策定し職員の人権意識とスキルの向上を進めています。</p>	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>経営改善は職務権限に基づき、年間運営計画に重点目標とその具体的な取り組みを掲載し、職員会議等で説明、周知しています。事業年度の終わりには重点目標とその具体的な取り組みについてのまとめと次年度に向けた課題について「年間運営計画のまとめ」に掲載し、職員に報告しています。管理職は職員に対話シートを使った面接を年2回実施するほか、目標管理面接を通じて職員評価を行い、専門職としての学びの方向性や生活の状況を把握して対応しています。所長は、面接結果などから施設の業務上の課題を導き出して改善に努めています。長期入所など課題のある子どもの対応については、併設の児童心理治療施設と連携し移行を進めるなど、3施設の一体的な運営に向けた取り組みに参画しています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>神奈川県福祉関係職員の人材育成について「保健福祉エキスパートナビ」を策定し、その目的を県民サービスの向上に向けたプロフェッショナル集団として組織力の向上を進めることとしています。職員が毎年人事異動で大幅に入れ代わるため、経験年数が偏るなどの課題があります。一方で、人事異動により多様な経験と能力の持ち主が転入してきており、幅広い視野からの支援に寄与しているとも言えます。さらに関係機関に転出した職員は施設の理解者となり協力、連携を深めることに寄与しています。異動による強みの側面に着目した運営を目指しています。必要な人材は県総務室に要請し、会計年度任用職員には採用裁量権を持ち、民間の施設に比べて手厚い職員配置が実現できています。「保健福祉エキスパートナビ」には「子ども自立生活支援センターに関わる福祉職を中心とした人材育成については、引き続き検討していく」との記載があります。</p>	

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 保健福祉エキスパートナビに県の「期待する職員像」として、「高い専門性と使命感を持つ『プロフェッショナル』職員」「自ら主体的に課題を発見し解決に向けて行動するチャレンジ精神にあふれた職員」を明示しています。また、施設では「豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携のできる人材」を掲げています。県として福祉人材の育成を、経験年数などから3期に分け、人事異動により幅広い視野と経験を積む時期、エキスパートとして専門を深める時期、管理職への養成期へとステップアップする時期としています。県の人事評価基準に基づいて人事考課を行っており、上長との面談などで評価し、本人に開示します。また、施設では職員一人ひとりが「対話シート」を作成し年2回、副所長や部長と面談を行い、自らの学びの方向を明らかにして研修等の支援を受けています。所長は、人事考課や対話シートの面接結果などから業務上の課題を導き出して改善に努めています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 労務管理に関する責任は統括責任者である所長が担っています。所長は副所長、部長による職員面接や課長による人事評価の面接等の報告を分析評価して職員の就労・生活状況を把握し、業務遂行上の課題に対応し、各種会議等を通じて就業状況を随時把握し、働きやすい職場作りに取り組んでいます。職員の心身の健康管理や福利厚生制度、休暇制度等は県の規定に従っていますが、今年度の重点目標に「公正・透明な職場づくりの推進」を掲げて「センター全体の機能や方向性について職員一人ひとりが理解を深めるとともに、各セクションが抱える課題等を把握し、ともに解決に向けて取り組むため、フロア及び施設間交流の充実・強化を図ります」として、委員会や研修などで部門間の垣根を越えた交流を進めています。また衛生委員会を毎月開催し、労働災害の原因及び再発防止や健康の保持増進に取り組んでいます。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 県の「期待する職員像」は保健福祉エキスパートナビに示されている「高い専門性と使命感を持つ『プロフェッショナル』職員」「自ら主体的に課題を発見し解決に向けて行動するチャレンジ精神にあふれた職員」です。また、センターの期待する職員像は「豊かな人間性と専門性を持ち、常に支援の質の向上を目指す職種を超えた連携のできる人材」ですが職員間で定着、深めていくことが課題です。施設には幅広い専門分野の職員が配置されていますが、それぞれの専門職としての役割、求められる人材、連携・調整力は保健福祉エキスパートナビに示されています。人事評価のために課長が職員と上半期と下半期に面接を行い、職員が設定した目標を確認し、助言しています。さらに、年2回副所長や部長と面談を行い、現状の課題や将来について話し合いをしています。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 研修委員会が中心となり、子ども支援の専門機関として機能するために、職員研修、公開専門研修などを行っています。職員研修は基礎研修、専門分野研修、公開研修、さらに年1回、各施設と自立支援課、医務課を含めた職員が参加する実践事例発表会を行っています。コロナ禍の対策で公開研修を一部中止して園内研修に振り替えてオンライン・アクセスにより開催するなど対応の工夫が見られました。また外部への派遣研修も中止またはオンライン研修が増えるなど厳しい結果となっています。毎年度、年間運営計画に研修計画を明示し、年間運営計画のまとめには実施結果と成果、課題を記載しています。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 人事考課面接などを通して職員が設定した目標達成に向け、専門資格の取得状況と必要な派遣研修の情報提供や他施設との交流などの支援をしています。現状は新型コロナウイルスや予算の関係もあり、外部研修は十分に派遣できていませんが、オンライン研修を取り入れるなど、より多くの職員が受講する機会を確保し、職員個々の意識やスキル向上に努めています。なお、個々の職員の支援のスキル向上とともに、センターが目指す支援の方向性の認識共有化や各施設間の連携促進など、一体的な職員教育・育成に向けた体制の整備・充実化は今後の課題となっています。</p>	

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断した理由・特記事項等】

「子ども自立生活支援センター実習生受け入れ要領」に基づいて、保育実習のほか専門里親の認定カリキュラムにある実習等、保育福祉分野の実習を受け入れ、次代の福祉人材の育成に努めています。施設では、新型コロナの感染防止に配慮し、現在は保育実習の受け入れを休止していますが、センター全体としては感染症の状況に対応しながら慎重に受け入れを進めています。受け入れに当たっては、要請先の教育機関などと連携し、実習中の遵守事項などを記載した実習のしおりを配布するとともに、感染対策にも十分配慮して対応を行っています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

c

【判断した理由・特記事項等】

県のホームページにセンターの紹介ページを設け、基本理念や方針、相談の仕方、アクセス方法等のほか、公開専門研修の開催案内を掲載しています。また、地域の福祉向上のための施設の取り組み状況は、年1回発行の機関紙「きらり通信」に掲載するなどして周知に努めています。一方、各施設の機能や年度事業計画及び事業報告、予算・決算等の情報は公開していないほか、苦情・相談の体制や内容についても公表していません。今後は、独自にホームページを立ち上げる等の発信力の強化とともに、3施設の専門機能をはじめ、センター全体で推進する地域交流や災害対策等の取り組みを掲載するなど、積極的な情報発信の取り組みが期待されます。さらに、地域向けの案内文書等にセンター理念や基本方針、事業内容、ビジョン等を明示してセンターの存在意義を広く周知するなど、センターが有する機能を分かりやすく伝えるための工夫が望まれます。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断した理由・特記事項等】

センターの事務、経理、取引等に関するルールは県の規程に沿って遂行しています。また、職務分掌と権限・責任についても県の規程に準じながら所長の策定した事務分担表で具体的に示されており、職員等に周知しています。県の施設として毎年、内部監査、外部監査を受けており公正かつ透明性の高い組織となっています。監査の指摘事項については、着実に経営改善を行っています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者
評価結果

① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

センターの基本方針に「地域に根ざした施設づくり」を掲げ、地域交流の促進に向けた様々な取り組みを行っています。自立支援課を中心に「きらり☆地域～まち～とつながるプロジェクト」を立ち上げ、公開講座や施設開放、地域のNPO団体等との交流等の活動に力を入れています。施設では、ボランティアの協力による園庭での農作物の栽培・収穫体験や、地域の商店が毎月1回来訪し、施設内で開催する「出張駄菓子屋」を通じて地域住民と交流するほか、近隣幼稚園の園庭開放にも参加し、可能な子どもは通園もしています。また、地域の「まちぐるみ大清掃」にも、併設の児童心理治療施設や障害児入所施設とともに見学のかたちで参加しています。一方、医療的ケア児など健康管理に配慮を要する子どもが多数在籍していることから、感染防止等に留意し、地域住民との交流は限定的となっています。

② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断した理由・特記事項等】

「ボランティアに関する要綱」を策定し、受入手順など具体的な内容を明確化して対応の統一化を図っています。また、ボランティア受け入れの基本姿勢として「子どもが地域とつながることの大切さを実感し、地域と共に歩む施設づくりを目指す」ことを明示し、ボランティアの活用を大切にしています。自立支援課にボランティア等の地域担当者を3名配置し、衣服の補修や裁縫、歌唱、園芸、理容等のボランティアを多数受け入れています。広報誌やホームページ等を通じて直接センターでボランティアの募集を行っているほか、登録の際には、入所児の特性や施設の専門機能等を踏まえて活動時の留意事項を詳しく説明し、ボランティア活動が子どもの生活に支障を来すことがないように、慎重な対応を心掛けています。なお、学校教育への協力は、実習生をボランティアとして受け入れるなど、積極的に取り組んでいますが、基本姿勢の明文化はなされていません。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
神奈川県内の乳児院をはじめ、児童相談所や医療機関、幼稚園・保育園等の関係機関リストを作成し、フロア会議や事例検討などを通じて各々の機能・役割に関する情報を職員間で共有しています。センター及び施設として、神奈川県の児童福祉施設協議会や乳児院施設長会、児童相談所課長会議、所長会議等に参加し、相互の連携を通じて地域の共通課題の解決に向けた取り組みを行っています。また、地域の要保護児童対策地域協議会や児童相談所、市・町の児童福祉担当課が開催する会合やカンファレンスなど、実務者レベルのケース検討会議に参加し、子どものアフターケアを含めた地域の支援ネットワークづくりも積極的に行っています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
神奈川県の児童福祉施設協議会や乳児院施設長会、児童相談所課長会議、所長会議等の会合や研修会に参加し、広域的な福祉ニーズの把握に努めています。また、施設が所在する2地区の自治会に加入し、会合や季節行事、地域清掃等の交流を通じて意見を聴取し、地域課題やニーズの聴取・把握にも努力しています。県内の医療・保健・福祉の関係機関及び神奈川県在住・在勤者を対象に、公開専門研修を開催し、社会的養護及び障害福祉に関する普及啓発と専門知識・技術に関する情報発信を行っています。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2022年度はオンラインによる研修を1回開催し、現在は対面でのシリーズ開催は中止しています。地域に対する相談事業は実施していません。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
県立施設としての責務・特性を踏まえ、医療的ケア児や重症心身障害児など、他施設では対応が難しいケースを積極的に受け入れ、専門機能を活かした支援を行っています。地域向けに公開専門研修を開催するほか、地域の関係機関に対し職員を研修講師として派遣することも行っています。乳児院の多機能化に向け、トワイライトステイの受け入れや保育園に対するスーパービジョンの実施など、専門性を地域に還元する取り組みも推進しています。また、地域住民や市民団体、福祉施設等に対し、施設の体育館やグラウンド、プールの貸し出しを実施するほか、河川増水時の緊急避難場所として平塚市と協定を締結し、施設体育館を活用して地域住民や要援護者の受け入れを行うなど、地域に対する施設・設備の提供も行っています。地域との交流促進を目的に、センター全体でまちぐるみ清掃への参加も行っています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
センターの基本理念に「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護すること」を明文化し、基本方針にも「子どもの人権を擁護し、その主体的な意思決定に配慮して心身の健やかな成長と発達、自立と社会参加を目指した支援を行う」ことを明示しています。また、年間運営計画の中に「人権擁護推進計画」を位置づけ、権利擁護の推進に向けた具体策と年間スケジュールを掲載して、計画的に遂行しています。センター職員の倫理綱領を策定し、子どもの様々な権利の擁護・保障と職員の責務等を11項目に亘って明文化し、全職員に周知し実践を促しています。人権擁護委員会を発足し、毎年定期的に人権研修を開催して職員の意識強化を図るほか、全職員を対象に毎月「日常点検チェックリスト」を用いて支援内容の振り返りを行い、結果を集計・分析してセンター全体で共有化を図るなど、組織全体で権利擁護の推進に取り組む体制を構築しています。		

<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 職員倫理綱領に子どものプライバシー保護に関する基本姿勢を明示し、職員間で認識の共有化を図っています。子どもの支援では、入浴は一人ずつ順番に、必ず同性または女性職員が個別に対応することをルール化するほか、おむつ替えも専用スペースで行い、他児に見えないようにしています。夏場の水遊びの際も必ず水着を着用し、中庭に仕切りを設置して外部の視界を遮断する等の配慮を行っています。乳幼児期の関わり的重要性に鑑み、フロア会議等の機会を通じてスキンシップや子どものプライバシー保護のあり方等を職員間で話し合い、実務に反映する体制を構築しています。また、各々の子どもが乳幼児期から性差を理解できるような関わりに努めるとともに、性的問題行動の防止に向け、他者のデリケートゾーンに触れない等の教育・指導も行っていきます。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 「入所のしおり」を作成し、保護者に配付して説明を行っています。「子ども一人ひとりが大切に育てられ、安心して幸福に暮らす権利」があることや、職員は子どもの権利を守り大切に養育支援を行うこと、職員にいつでも相談できること等を明記して、保護者の不安軽減に努めています。また、施設の特性や具体的な支援内容に加え、医療的対応や生活日課、行事の内容、面会・外泊等のルールについても記載し、イラストや図なども併記して、親しみやすさと分かりやすさに配慮しています。連絡先と受付時間、施設の責任者及び担当者名、苦情相談窓口を掲載して、退所後も随時相談可能であることも併記しています。なお、緊急一時保護など、措置による入所が大半を占める実情から、事前の保護者等への見学対応は限定的となっています。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p>【判断した理由・特記事項等】 緊急的な措置入所など、保護者から十分な同意が得られないケースが多く、入所時の説明は原則として所管の児童相談所から行うこととし、児童相談所の承認がある場合に施設から説明しています。説明の際は、保護者等の心情に配慮し、より主体的なたちで入所の同意を得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明を心掛けています。「入所のしおり」に生活支援や医療対応の内容、面会や外出・外泊、電話連絡などのルール等を掲載し説明するほか、個人情報取り扱いや予防接種、医療行為等の同意についても、各々の書式を用いて詳しく説明し、書面で同意を得ています。保護者や児童相談所等が参加して支援方針を協議する合同ミーティングでは、ホワイトボードに記載した協議内容を印刷して配布するなど、相互の認識に差異が生じないように配慮しています。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 センター内共通の「アフターケア実施要領」を策定し、子どもの退所後の支援内容を職員間で共有しています。支援の方向性は、所管の児童相談所と保護者等、関係機関などを招いて合同ミーティングを開催し、子どもの健康状態や発達状況、家庭の状況等を踏まえて協議し、支援方針や目標を明確化して認識の共有化を図っています。合同ミーティングの内容は書面化して保護者に配布し、理解に齟齬がないよう配慮しています。子どもの成長に伴い、他施設への措置変更や家庭復帰、地域移行を進める際は、個別にアフターケア計画を作成し、児童相談所や保護者と連携しながら医療・福祉・教育等の関係機関と連絡調整を実施するほか、面談や電話連絡、書面での情報提供など綿密な引継ぎを行い、円滑な移行と支援の継続性に配慮しています。退所後も随時相談可能な旨を保護者に説明し、連絡先も書面で配布しています。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>【判断した理由・特記事項等】 職員は、日々の関わりを通じて子どもとの愛着関係の形成に努めるほか、子どもの目線や体動、言葉、反応などを詳細に観察し、より正確に意向を把握できるよう心掛けています。子どもとのスキンシップを尊重し、担当職員と一緒に過ごす時間を大切に、子どもが安心感を得て、大人を信頼することができるよう尽力しています。子どもの支援にあたっては、フロア会議やカンファレンス等の機会を通じて職員間で意見交換を実施するほか、医師や看護師、各種療法士等の専門的意見や、合同ミーティング等を通じて聴取した保護者の意見も加味して支援計画を作成し、子どもが安全・快適な環境の下で健やかに成長できるよう支援しています。食事や飲み物の嗜好にも留意し、風味や味付け、冷やす、温める等の対応の結果や反応を記録して職員間で情報を共有しながら、子どもの意向に即した対応の実践に努めています。</p>	

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
	b
【判断した理由・特記事項等】	
苦情解決要綱に基づいて苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者に所長を、苦情受付担当者に自立支援課長と管理課長を配置しています。第三者委員を2名選任し、年3回訪問を受け入れているほか、オンズパーソンも導入しています。センター正面入り口や各施設の居住スペースに苦情解決の仕組みを掲示し、各担当者を顔写真付きで、氏名にもふりがなをつけて分かりやすく紹介するとともに、意見箱を入口に設置して保護者が意見を投函できるようにしています。苦情・要望の内容は、記録して職員間で共有し実務に反映するほか、年度末に第三者委員に報告しています。保護者等に対しては、入所のしおりに苦情相談窓口を掲載して周知するほか、苦情対応の結果は個別に報告を行うこととしています。なお、保護者に対するアンケートは実施していないほか、苦情対応の全体公表は行っていません。	
②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。
	a
【判断した理由・特記事項等】	
苦情解決責任者及び受付担当者、第三者委員を顔写真付きで分かりやすく紹介した文書を、センター正面入り口や各施設の居住スペースに掲示し、意見箱も複数設置して随時苦情・要望の受け付けを行っています。入所のしおりに苦情等相談窓口を掲載し、施設独自に課長を苦情等受付担当者として明示しているほか、職員にいつでも相談可能であることを記載して保護者等に配付し、説明しています。保護者等のプライバシーに配慮し、面談を行う際は施設内の相談室や家族宿泊室を使用するほか、センター管理棟内の相談室や家族宿泊室等も随時活用しています。オンズパーソンを導入し、年6回の訪問を受け入れています。	
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。
	a
【判断した理由・特記事項等】	
入所のしおりに、困りごと等があった場合はいつでも職員が相談に応じることを明示し、保護者等に配付して随時相談対応を行っています。施設入口に意見箱を設置するほか、電話での連絡や面会、外出泊等で保護者等が来訪した際は、随時声掛けや面談等を行い、子どもの状況を伝えるとともに、保護者等からの意見も聴取して意向の把握に努めています。保護者等との信頼関係の形成に向け、苦情・要望等に対しては丁寧かつ速やかな対応することを心掛けています。苦情解決要綱を策定し、意見や要望を受けた際の対応手順を定め、対応の統一化を図るとともに、内容の定期的な見直し・改訂も行っていきます。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
	a
【判断した理由・特記事項等】	
所長をリスク管理の責任者に位置づけるほか、各課のフロアリーダーを中心にリスク検討委員会を組織して、センター全体の事故防止と安全管理のための協議を行っています。事故・ヒヤリハット事例は各々の報告書に記録し、PCネットワーク内のフォルダにも保存して管理しているほか、リスク検討委員会で毎月集計・分析して対策を明確化し、全職員に周知しています。また、年度の運営計画に「リスクマネジメント活動計画」を盛り込み、事故防止と発生時の要因分析及び検証、再発防止に向けた取り組み等を年間を通じて実施しています。 「事故・ヒヤリハット対応要領」を策定し、事故・ヒヤリハット事例の対処と報告手順を明確化するとともに、各事例の判断基準モデルや報告の目安を一覧にして添付し、職員間で認識の共有化を図っています。	
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
	a
【判断した理由・特記事項等】	
センター内に診療所（医務課）を併設し、医師である医務課長を中心に、センター全体の感染症対策を実施しています。感染症対応マニュアルを策定し、施設の各フロアに配置するほか、センター全体のネットワークシステムを通じて全体共有を図っています。新型コロナの対応は、県のクラスター対策班と随時連携して、最新情報に基づく感染対策を実施するほか、インフルエンザなどセンター全体に係る感染症対策についても、各課の管理職を招集して危機対策会議を開催し、対策を明確化して全職員に周知し一貫した対応を行っています。年度の運営計画に「健康保健計画」を明示し、職員研修や衛生管理チェック、手洗い指導など月ごとの感染症対策を年間スケジュールに沿って実施するほか、感染症予防の基礎や吐物処理に関する職員研修も実施しています。	

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>防災マニュアルを策定し、大規模災害発生時の対応体制や防災備蓄品の取り扱い等を明確化して、職員間で認識共有を図っています。センターの各課や併設の分校と有事の際の連携体制を明確化し、大地震や火災、風水害など様々な状況を想定した防災訓練を毎月実施するほか、子どもの安否確認や保護者等への連絡体制、職員の緊急参集のための名簿及び緊急連絡系統図も整備しています。神奈川県の実業存続計画（BCP）に沿って有事の対応方法を定めるとともに、緊急避難場所として平塚市と協定を締結し、地域住民の受け入れを実施しています。防災備蓄品リスト等に基づき、管理課長を責任者として、非常食や備蓄品の管理を行っています。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「保育マニュアル」を策定し、食事や排泄、入浴、睡眠など基本的な生活支援内容をはじめ、子どもとの過ごし方や遊びに関する対応など、子どもにとって安全・快適な生活環境の提供と健全な成長・発達を促す支援のあり方を明示して、職員間で共有しています。マニュアルでは、子どもの年齢や発達段階に合わせて、準備から実施の手順、留意点や観察ポイントなど具体的な支援の内容を詳細に記載しているほか、支援のねらいや目的、子どもの成長・発達に照らした考え方などについても記述し、個々の職員がより広い視点から支援を理解・考察して、柔軟に対応できるよう工夫しています。定期的にマニュアルの読み合わせを行い、支援の実施状況の確認も行っています。メンター制を導入し、新任職員の教育・指導を実施するほか、チェックリストを用いて各支援業務の指導状況を記録し、業務指導が確実になされているか確認するなど、職員一人ひとりの確実なスキルアップを図る体制を構築しています。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「保育マニュアル」を活用し、日々のOJTを通じて業務の標準化を図るほか、フロア会議等を通じてマニュアルの読み合わせを行い、職員間で相互に支援の実施状況を確認しています。基本的な生活支援に加え、医療的ケアなど個別性の高い支援についても、毎月個別支援計画を、また、入所時・入所後3ヶ月以内・以降年一回自立支援計画を作成して詳細な支援内容を記載し、職員間で共有しながら一貫した支援を行っています。個別援助計画や保護者等の意見を踏まえた支援内容を保育マニュアルに反映するなど、マニュアルの内容充実化にも努めています。一方、マニュアルの読み合わせの際に内容の見直しも実施していますが、見直しの明確な実施時期や方法は定めていません。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>健全な成長・発達と安定した地域生活の実現に向け、子ども一人ひとりに対し個別援助計画を作成して支援を行っています。作成にあたっては、児童相談所の情報を基本に、施設独自のアセスメント様式に沿って子どもの詳細な状態を把握するとともに、フロアの担当職員である保育士や心理職、医師、看護師、栄養士など各専門職の意見を計画の内容に反映しています。入所当初は児童相談所の方針に沿って計画を作成し、入所後の詳細な状態観察の結果を踏まえて3か月目を目途に正式な計画を作成する流れとなっています。計画作成責任者に課長を位置付け、所長を総括責任者としているほか、子どもの発達段階や医療対応、家庭支援など、個々の課題に沿って、みらい以外の職員の意見も織り交ぜながら、より多面的な視点で計画を作成しています。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>毎月定例で支援検討会議を開催し、支援の経過や進捗状況を職員間で共有しています。自立支援計画の内容は、半年ごとにモニタリングを行い、子どもの心身の状況変化に応じて定期的に見直し・評価を行っています。見直しにあたっては、フロアの担当職員が作成する素案を基に、心理職や各種療法士、医師、看護師、栄養士等の専門職の意見を加味して必要な修正を行うほか、所管の児童相談所や保護者等を交えて合同ミーティングを開催し、振り返りを実施して課題や支援目標を再確認しています。また、面会や外泊など保護者との関わりについても協議し、関係者間で今後の見直しを共有しています。子どもや保護者の状況に顕著な変化が生じた場合は、臨時で支援検討会議を開催し、計画の内容を見直すほか、支援計画は1年ごとに改めて策定し、各課の管理職及び所長の承認を経て確定する流れとしています。</p>		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

センターとして各種記録様式を定め、一定のルールに沿って記録を行っています。子どもの日々の支援状況は、フロア日誌や行動記録等に記録し、書面や口頭で情報共有を行うとともに、センター全体で共有するネットワークシステムを通じて、各課及びフロアのPC端末から随時閲覧できるようにしています。日々の申し送りや毎月定例開催の課会議、フロア会議等でも共有し、施設全体で情報の共有化を図っています。センター全体でペーパーレス化にも取り組み、各種マニュアルや規程類、会議録等を各々のフォルダに分類して、共有システムを介して確認できるよう環境整備を行っています。職員ごとに記録内容や書き方に差異が生じないよう、課会議で記録方法を共有し、研修用DVDを視聴するなど、記録方法の標準化に向けた対応を実施するほか、管理職が記録を随時確認し、記述が適切でない場合は都度修正や指導も実施しています。一方、記録要領は作成していないほか、職員によって記述内容にばらつきも生じています。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

神奈川県個人情報保護条例に基づき、個人情報の保管方法や情報提供・開示、不適正な利用の防止及び漏洩時の対応等を職員間で共有し、一貫した対応を行っています。所長を記録管理の責任者に、管理課長を文書取扱主任に位置づけ、厳正な管理・保管を実施しています。職員に対しては、入職時に情報管理の重要性を説明して意識付けを図るほか、職員会議や課ごとの会議等でも随時取り上げ、実践を促しています。個人情報に係る書類は施錠可能なキャビネット等に保管し、PC端末を用いた情報共有システムについてもアクセス制限を設けるなど、漏洩防止の徹底に努めています。保護者に対しては、個人情報使用同意書を通じて説明し同意を得るほか、肖像権に関わる事柄は、「肖像権意向同意書」を用いて意思確認を行っています。

内容評価基準（22項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護

第三者
評価結果

① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

a

【判断した理由・特記事項等】

基本理念に、子どもの権利擁護の姿勢を明記し、毎年、人権擁護委員会による研修を実施しています。施設の入口に倫理綱領と「より適切ななかかわりをするためのチェックポイント」を掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。「乳児院養育指針」「乳児院倫理綱領」を支援の基本として各種マニュアルを整備し、職員に周知しています。マニュアル「子どもとの過ごし方」には、支援の理念・目的と支援の場面ごとの子どもとの関わり方が具体的に記載されています。職員は、毎月「日常点検チェックリスト」を用いて自己の支援の振り返りをし、その結果を集計・分析し、課会議で検討しています。課会議では、食事や入浴、遊び方など支援の中で気になった細かな事例を取り上げ、子どもを尊重する支援のあり方について検討しています。支援の内容が子どもの目線ではなく職員が目線となっていないか検証するなど、経験や年代が異なる職員が話し合いを重ねる中で、職員間で関係性が深まっていて、お互いに注意しあう関係性ができています。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

① A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

【判断した理由・特記事項等】

県の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を基にセンターとしての虐待防止マニュアルを整備しています。虐待防止マニュアルには、虐待の定義やリスクのある養育環境、不適切なかかわりが生じた場合の対応、被措置児童等虐待の届出・通告などが記載されています。年に複数回、人権や虐待に関する職員研修を実施し、職員への周知徹底を図っています。毎月実施している「日常点検チェックリスト」には、「人権を意識して仕事をしたか」「他の職員の不適切な言動に気づいた際に誰かに伝えたか」の項目があり、職員が常に意識して職務にあたるようにしています。毎月の課会議では、具体的な事例をあげて話し合い、対応や勤務体制の検証をし、不適切な関わり防止に向けて取り組んでいます。担当制を取っていますが、フロアリーダー、ユニットリーダーを配置し、複数の目で子どもを見守る体制を築いています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A3 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 生後5日からおおむね2歳の子どもが利用している施設ということもあり、職員は、この時期に人への信頼感を持つことが、生涯にわたる人への信頼感を形成することを意識して支援にあたっています。職員は、言葉や泣き声、表情、アイコンタクトなど、子どもが発するサインを受け止めて、応答し、子どもが安心感を持てるようにしています。全ての子どもに担当の職員がつき、特定の職員との関わりの中で子どもが安心し、愛着関係が築けるようにしています。医療的なケアを必要とする子どもは看護師が担当するなど、子どもの状況に合わせて担当する職員を決めています。勤務はシフト制ですが、担当が勤務の時には、ユニットの職員が連携して担当が子どもとの個別の時間を確保できるようにしています。担当はスキンシップをたくさん取り、夜間の寝かしつけや入浴、外出など特別な時間を作ることで、子どもが安心し、心地よく過ごせるように支援しています。担当職員がいないときにも、職員は「～さんに教えてあげようね」などと担当の存在を伝え、子どもの生活に連続性を持たせるように配慮しています。</p>	a
<p>② A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 一人ひとりの子どもの発達課題やニーズに応じた個別援助計画を作成し、個々の子どもに合わせた支援をしています。児童相談所からの情報や入所時の保護者等への聞き取りなどから家庭の状況や子どもの成育歴などを把握し、子どもの発達に着目した関わりをしています。夜間授乳や午前睡眠など、月齢だけでなく子どもの入所までの生活体験や生活リズムを尊重して対応しています。職員は、子どもの発達段階に応じた言葉で話しかけ、子どもが自分の思いを言葉や表情で表現できるように支援しています。フロアは2つのユニットに分かれ、それぞれのユニットには、寝室とキッチン、ほふく室、沐浴室などがあり、子どもがゆったりと過ごせる環境が整えられていて、共同で使えるプレイルームと園庭があります。自由に選んで取り出せるおもちゃは少ないですが、ほふく室にはマットが敷かれたコーナーがあり、絵本などが用意されていて子どもがくつろいで過ごせるようになっています。現在、コロナ禍で濃厚接触を受け入れるスペースを確保しているため、全員が一つのユニットで一緒に過ごしていて、くつろいだり、安心したりする場が少なくなり、課題となっています。</p>	b
<p>(2) 食生活</p> <p>① A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 授乳は、子どもが飲みたい要求をし、その要求に応じて与えるという自律授乳を基本とし、調整能力が不十分など、個々の子どもの状況に合わせて時間の間隔や量を調整しています。飢餓体験があるなど、子どもの生活体験や生活リズムを尊重し、個々に応じた対応をしています。通常は週1回体重測定をし、ミルクの量を調整していますが、未熟児や飲みが悪い子どもは週2回測定し、医務課とも連携して、回数や量を決めています。一対一での授乳を心がけ、できるだけ静かな環境の中で、子どもを抱いて、目と目を合わせ、優しく声をかけながら行い、子どもとのスキンシップを通して、子どもの心の安定が図れるようにしています。授乳後には、排気を十分に行っています。</p>	a
<p>② A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】 入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた離乳食の取り組みを行っています。離乳食を進める時は、担当と栄養士が子どもの喫食状況を確認して進め、様子を見ながら形態を調整するなど、個々に合わせて丁寧に対応しています。子ども一人ひとりの咀嚼力や嚥下力を把握し、具材の大きさや柔らかさを調整しています。作業療法士、理学療法士の巡回時に子どもの喫食状況を評価してもらい、アドバイスを受けています。より細やかな栄養管理が必要な子どもには、担当、医務課、栄養士による栄養カンファレンスを実施するなど、多職種が連携して取り組んでいます。センター全体の調理室のため、個々に合わせた調理は難しいですが、初期・中期・後期・完了期の決められた形態で用意し、フロアで職員が個々の子どもに合わせて微調整するなど、工夫しています。食事を嫌がったり遊びだしてしまう場合にも、じっくりと時間をかけて対応しています。</p>	a

<p>③ A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>子どもが様々な食の経験を通じて、食の楽しさを知り、食べる力が育めるように支援しています。理学療法士の巡回でアドバイスを受けて椅子の高さなどを調整し、子どもが正しい姿勢で食を楽しむようにしています。食前の手洗い、食前食後の挨拶などマナーや生活習慣の習得への支援もしています。保育士は、子どもと視線を合わせ、食材の名前を教えたり、食材を小さくしたり、つぶしたり、食べさせたりと個々に合わせた支援をしています。以前はユニットごとに職員も一緒に食事をして、皆で食卓を囲む楽しさを味わえるようにしていましたが、現在はコロナ禍のため、フロアの子ども全員で食事をしていて、職員が子どもと一緒に食事をすることも自粛しています。また、現在は栄養士や調理員が子どもの食事の様子を直接確認する機会を持つことはできませんが、フロアの職員と密に情報交換して喫食状況を把握し、味付けや固さ、切り方などに反映しています。</p>	
<p>④ A8 栄養管理に十分な注意を払っている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>献立は栄養士が作成し、安心・安全で季節感のある、おいしい給食を提供するよう、努めています。毎年、食生活計画を策定し、月齢や発達段階に応じた栄養管理に基づく食事が提供できるようにし、子どもの個別の課題の検討もしています。体調や疾病、食物アレルギーなどにも対応しています。ハロウィンやこいのぼりなどの季節の行事食のほか、誕生日にはフロアの希望を聞いて子どもに合わせた誕生日ケーキを提供したり、お食い初め膳も用意するなどしています。検食簿に子どもの喫食状況を記録し、外部の委託業者も参加する献立検討会議で検討し、献立作成や調理方法に反映しています。食育として、園庭で夏野菜やサツマイモを栽培して収穫し、調理してもらって食べたり、子どもの目の前でクレープを焼き好きなトッピングを選べるようにするなど、食への興味・関心をもてるような取り組みもしています。</p>	
<p>(3) 日常生活等の支援</p>	
<p>① A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>衣類マニュアルがあり、気候や場面の变化、心身の発達に応じて清潔な衣類を提供し、乳幼児が常に快適な状態でいられるように支援しています。衣類は、吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用するようにしています。また、活動しやすく、着脱しやすいものを選ぶようにしています。首が座らない時期は、着替えやおむつ交換がしやすく、抱っこしてもお腹がでない前開きのつなぎタイプを着用し、寝返りやお座りの時期から上下別の服を着用し、ハイハイが盛んな時期には胸部や腹部にボタン等がついているものは避けるなど、子どもの月齢や発達に応じた衣類管理をしています。気候調節へ配慮し、寒暖の状態にも対応しています。衣類は座位が取れるようになったら一人ひとり個別化し、個別の引き出しに収納して管理していて、2歳児は自分で好きな服を選んで着用しています。</p>	
<p>② A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>寝室に温湿度計を設置し、毎日定時に計測し、記録しています。睡眠時は、寝室を暗くし、音楽を小さな音でかけています。寝具の環境としては、肌に触れる素材は綿素材を用い、子どもの月齢や発達に応じてベッドの形状や高さ、マットレスを変えています。必要に応じて個々に応じた寝かせつけをしています。お気に入りのぬいぐるみやタオルケットと一緒に眠る子どももいます。夜間覚醒し再入眠が難しい場合には、一人ひとりの状況に応じて、抱っこをしたり、おんぶをしたり、添い寝したりしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）や窒息などの予防のために、定時にラウンドし、プレスチェックをして記録しています。6か月未満児や呼吸状態や身体状態に不安がある子どもにはセンサー付マットを使用しています。</p>	
<p>③ A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>沐浴・入浴は毎日実施しています。浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれています。沐浴・入浴マニュアルを作成し、乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとれるようにしています。おもちゃを用意したり、言葉かけをしたりして、子どもが職員との触れ合いを楽しみ、心地よく楽しい入浴になるように支援しています。家庭宿泊室の浴室を利用して担当と一緒に入浴する機会を設け、子どもが家庭的な経験ができるようにしています。男女の性差があることを子どもが自然に感じられるように、女性だけでなく男性保育士と一緒に入浴することもあります。職員体制によっては、年齢の高い幼児も沐浴室を用いることがあり、さらなる配慮が必要ととらえています。</p>	

<p>④ A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</p>	<p>b</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 新生児期からこまめにおむつ交換を行い、気持ちよさや清潔感を体験できるようにしています。おむつ交換時には、子どもと目を合わせ、「気持ち悪かったね」「すっきりしたね」などと声を添えることで子どもが心地良さを理解できるようにしています。子どもが嫌がる時には無理をせず、時間をおいて、次の活動までに再度声掛けをしています。排泄の回数や状態は記録し、子どもの健康状態や発達段階を把握できるようにしています。職員は、排泄には個人差があることを認識して子どもの様子を観察し、排尿の間隔があいてきたり、排泄の直前のサインなどを見て、子どもに声をかけてトイレに誘導し、トイレトレーニングを開始しています。なお、施設として、新型コロナへの対応など、安全性を優先する必要性から、個々の子どものリズムや気持ちに添った誘導が出来ない場合があることを課題ととらえています。</p>	
<p>⑤ A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 一人ひとりの成長・発達、好みを理解し、個々の興味に合わせた遊びを提供できるようにしています。年齢や発達に応じてグループに分け、0・1歳児が遊んでいる間に2・3歳児は細かいおもちゃで遊んだり、製作をしたりするなど工夫しています。園庭での外遊びや室内遊び、手先を使う遊びや全身を使う遊びなどをまんべんなく遊びに取り入れるように心がけています。近隣の散歩に出かけることもあります。職員は、子どもの遊ぶ様子を見守り、声をかけたり、子どもの発見に共感したり、一緒に遊んだりしています。子どもが自由に選んで遊べるおもちゃは少ないですが、複数のおもちゃを出して子どもが選べるようにしたり、子どもの声を聞いておもちゃを出すなどしています。自分専用のおもちゃを自分のかごから出して遊ぶこともできます。2歳児以上の子どもは、地域の幼稚園の園庭開放に出かけて同年齢の子どもと交流したり、自立支援課による幼児グループ（ゆずる園）に参加してぎんがの幼児と過ごすなど、社会経験が積めるようにしています。</p>	
<p>(4) 健康</p>	
<p>① A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 子どもの健康管理は、看護師が中心となって担当と連携して行っています。一人ひとりの健康観察記録を作成し、健康状態の変化が一目で把握できるようにしています。看護師は朝と午睡後に子どもの様子を確認し、検温をしています。いつもと違う様子が見られる時には、医務課と連携し必要な処置をしたり、医療機関を受診したりしています。医療面での課題を抱えている子どもは入所前の主治医をそのまま継続している子どもが多く、連携しています。通院には、担当が付き添っています。毎月、医務課医師による身体検査を実施しています。4か月、1歳半、3歳児健診は住塚市または住民票登録のある居住地で実施しています。また、保護者の同意を得て、必要な予防接種も実施しています。</p>	
<p>② A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 県立施設として、超未熟児や障害児、被虐待児、医療的ケアを必要とする子どもなど民間施設では対応が難しいケースを積極的に受け入れています。常勤の看護師が24時間常駐する体制を整え、病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるようにしています。医務課のほか、栄養士、理学療法士と作業療法士（巡回リハビリテーション）、心理士など多職種が連携し、子どもの健康管理をしています。服薬は、健康管理マニュアルに則り管理し、服薬時には服薬管理表を用いて複数職員でダブルチェックしています。急変時には、速やかに医務課医師や子どもの主治医に相談し、治療を受けることができます。医務課医師とは夜間でも電話で相談できる体制を整えています。</p>	
<p>(5) 心理的ケア</p>	
<p>① A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 児童相談所の心理担当や主治医の意見とともに、自立支援課の心理担当の意見も参考に、自立支援計画、個別援助計画を作成し、必要な支援をしています。心理的ケアが必要な子どもに対しては、心理担当が個別に担当し、子どもの行動観察や発達検査をし、フロアの担当と連携しながら日々の生活の中で支援しています。自立支援計画に親子関係の欄に保護者への支援内容も記載し、児童相談所と連携して支援しています。対応が難しいケースについては、多職種が参加してケース会議を実施し、様々な視点から検討しています。児童相談所の心理職や神奈川県立総合療育相談センターに助言を仰ぐこともあります。心理担当は、神奈川県児童福祉施設心理士会などが主催する外部研修に参加しています。センター内でも心理担当向けの研修会を実施しています。</p>	

(6) 親子関係の再構築支援等	
① A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 担当職員とフロアリーダー、自立支援課のソーシャルワーカーでチームを組み、家族との信頼関係を築くように努めています。毎月、体重と身長を記載した写真付きのお便りを保護者等に送付し、保護者に子どもの成長の様子を伝えています。交流のない家庭には児童相談所を通して送付しています。ダイニングキッチンや浴室も備えた家族宿泊室を整備し、面会時には家庭的な雰囲気の中、親子一緒に過ごせるようにしています。面会時には、必要に応じて食事や排泄、入浴などを一緒に行うなどし、経験を重ねることで保護者等が子どもへの理解を深め、養育スキルを身につけられるように支援しています。職員は、保護者等に寄り添い、傾聴して必要なアドバイスをし、子どもとの関係が継続するように支援しています。	
② A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】 児童相談所と協議の上、家庭支援についての方向性を決定し、自立支援計画の児童相談所との連携欄や家庭支援欄に、具体的な取り組み内容を記載しています。入所理由とケアの方向性についてアセスメントし、担当、フロアリーダー、自立支援課のソーシャルワーカー、児童相談所、保護者等が参加する合同ミーティングで協議して、親子関係再構築に向けた支援をしています。保護者等には合同ミーティングの記録を印刷して渡し、共有しています。段階を踏んで、面会、外出、施設宿泊（家族交流室）、一時帰宅等を計画的に行い、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支援しています。面会、外出、一時帰宅後には、乳幼児の様子を注意深く観察するとともに、家族等と面談し、様子を聞き、必要なアドバイスをしています。退所時には、家庭復帰後の居住地の児童相談所が開催する要保護児童対策地域協議会に参加して、児童相談所や行政、保育園、日中活動事業所、地域療育センターなどの地域の関係機関との協働し、虐待の未然防止と家族機能の再生に向けて、支援しています。	
(7) 養育・支援の継続性とアフターケア	
① A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】 「アフターケア事業実施要領」を作成し、センターを退所した子どもが退所後も安定した生活が継続できるように支援しています。退所の際には、子ども、保護者等に、退所後の経過年数に関わらず、困った時にはいつでも相談にのる旨を説明しています。家庭に復帰する子どもについては、所管の児童相談所や移行先の地域の関係機関、子どもが所属する保育園等と連携しながら、電話や家庭訪問、お便りなどにより相談しやすい関係を維持し、アフターケアに取り組んでいます。退所の際には、アルバムを渡し、子どもが成長した時に活用できるようにしています。コロナ禍以前には同窓会も実施していました。	
(8) 継続的な里親支援の体制整備	
① A20 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
【判断した理由・特記事項等】 「神奈川県社会的養育推進計画」に沿って、センターの運営計画に「里親との交流の促進」「里親への相談支援やアフターケア」を明記し、里親委託の推進に取り組んでいます。自立支援課に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所と連携しながら、子どもの状態や里親の様子を見極め、子どもが無理なく里親との信頼関係を築けるように支援しています。里親の負担感が軽減できるよう、退所後も電話や家庭訪問、お便りなどで積極的にアフターケアに取り組んでいます。里親支援専門相談員と連携し、里親実習を実施しています。座学だけでなく、乳児との関わりを重視するプログラムを策定し、里親のやりがいにつながるようにしています。また、児童相談所の里親担当者会議や里親サロン会などの関係機関の会議に参加するなどしています。	
(9) 一時保護委託への対応	
① A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 入所時の流れを定めた手順書に従い、一時保護を積極的に受け入れています。児童相談所からの情報や保護者からの聞き取りを基に、入所児童と同じ「入所時チェックリスト」を用いて、妊娠・出産時の状況、家族の状況、アレルギーの有無・成育歴などを、アセスメントしています。入所直後には、一定期間、観察室を用いて子どもの様子を見守り、感染症の疑いがないかを確認しています。必要に応じて児童相談所や保健センターの保健師と連携しています。	

② A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

県立施設として、児童相談所からの緊急一時保護を、夜間休日を問わず積極的に受け入れています。受け入れ時の手順書を整備し、子どもの状態を見ながら観察期間（原則は5日間）を定め、観察室で過ごすなど、感染症予防対策を講じています。必要に応じて、医務課や外部の医療機関と連携しています。対面で職員と過ごせる環境を整え、子どもが安心して過ごせるようにしています。なお、平成3年度からは、一定期間隔離健康観察をする専用スペースを整備し、新型コロナウイルス感染症が疑われる子どもを受け入れています。ゾーニング分けや観察期間は、県の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインやクラスター対策班の最新情報を基に、危機対策会議で話し合って決めています。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
よこはま
地域福祉
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
